

足立区分別収集計画(令和5～9年度)

令和4年6月27日

1 計画策定の意義

東京都区部のごみ量は、平成元年をピークに減少傾向にあり、最終処分場の延命化は着実に図られているものの、新海面処分場が続く処分場を確保することは極めて困難な状況にある。

また、ごみをめぐる問題は、処理や処分の問題であるだけでなく、環境の保全と資源の有効利用を図るという観点からの対応が必要とされている。

これらの諸問題の解決には、生産・消費・廃棄の抑制がなされる社会経済システムの構築、及びライフスタイルの見直しを図り、循環型社会を形成していくことが必要である。

そのためには、区民、事業者、行政が各自の果たすべき責任と役割を認識し、協働して循環型社会の形成に努めなければならない。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という)第8条に基づいて一般廃棄物に占める割合の高い容器包装廃棄物を分別収集し、そのリサイクルを推進するとともに、最終処分量を削減して最終処分場のさらなる延命化を図るための具体的な推進方策を明らかにするものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 区民、事業者、行政が主体的にそれぞれの適切な責任と役割を分担しながら、循環型社会の形成を目指す。
- (2) 物の製造、流通、販売、消費、廃棄等の各段階でごみの発生・排出を抑制し、資源化を促進する。
- (3) 行政回収は、費用対効果に留意しながら、効率的で、区民が参加・協力しやすい排出・回収システムをつくる。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他の色)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出見込み(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	45,710 t	45,919 t	46,109 t	46,274 t	46,410 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のために以下の施策を実施する。

(1) ゴミ減量に向けた普及啓発

区独自又は他区と連携し広報等のあらゆる媒体を活用し、区民・事業者に対し、ごみ量の現状、最終処分場のひっ迫、ごみ処理経費等の情報の「見える化」を積極的に行い、ごみの発生抑制及び排出抑制に努める。

また、2021年に開催された東京オリンピック・パラリンピックを契機に、今後これまで以上に国際化の進展が想定されることから、様々な言語に対応したごみの分別方法等の普及啓発の充実を図る。

(2) 簡易包装の促進及び小売包装の発生抑制

特に2R（リデュース、リユース）の推進キャンペーン実施等により、簡易包装の促進や買物袋持参などの啓発活動を行い、過剰包装の抑制を行う。

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

本計画において対象とする容器包装廃棄物の種類を、下表左欄のように定める。

また、区民の協力度及び収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 (無色のガラス製容器) (茶色のガラス製容器) (その他の色のガラス製容器)	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色、有色の発泡スチロール製食品トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込み(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	1,013 t		1,018 t		1,022 t		1,026 t		1,029 t	
主としてアルミ製の容器	850 t		854 t		857 t		860 t		863 t	
無色のガラス製容器	(合計) 1,999 t		(合計) 2,008 t		(合計) 2,016 t		(合計) 2,024 t		(合計) 2,030 t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1,999 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 2,008 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 2,016 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 2,024 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 2,030 t
茶色のガラス製容器	(合計) 1,231 t		(合計) 1,236 t		(合計) 1,241 t		(合計) 1,246 t		(合計) 1,250 t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1,231 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1,236 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1,241 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1,246 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1,250 t
その他の色のガラス製容器	(合計) 1,461 t		(合計) 1,468 t		(合計) 1,474 t		(合計) 1,479 t		(合計) 1,483 t	
	(引渡量) 1,005 t	(独自処理量) 456 t	(引渡量) 1,010 t	(独自処理量) 458 t	(引渡量) 1,014 t	(独自処理量) 460 t	(引渡量) 1,017 t	(独自処理量) 462 t	(引渡量) 1,020 t	(独自処理量) 463 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	17 t		17 t		17 t		17 t		17 t	
主として段ボール製の容器	8,728 t		8,768 t		8,804 t		8,836 t		8,862 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計) 2,995 t		(合計) 3,008 t		(合計) 3,021 t		(合計) 3,032 t		(合計) 3,041 t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 2,995 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 3,008 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 3,021 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 3,032 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 3,041 t
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	(合計) 4 t		(合計) 4 t		(合計) 4 t		(合計) 4 t		(合計) 4 t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 4 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 4 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 4 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 4 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 4 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

各年度の分別収集見込み量は、直近年度の収集実績量を基礎とし、足立区における将来人口の推計値を加味したうえで算定する。

10 分別収集を実施する者に関する基本的事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の業者委託の方法のほか、民間施設、または区直営職員による公共施設等の拠点回収、民間の自主回収である集団回収により行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集した容器包装廃棄物については、民間の施設を活用し、必要に応じた選別、圧縮、保管を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、区民や事業者と一体となって、協働して取り組める方策を検討していく。
- (2) 区内産業の振興、運搬距離の短縮による環境負荷低減と経費の優位性、既存施設及び設備の有効利用という観点から区内業者を積極的に活用していく。
- (3) 区民の負担感を軽減し、区民の協力が得やすいリサイクルシステムを構築する。
- (4) 3年後の計画改定時に適切な計画の策定のため、毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、その記録を基に精度の向上を図る。